

## 「スーパーマーケットトレードショー」フードバレーとちぎ推進協議会ブースの設営業務委託に係る企画提案書審査基準

### 1 趣旨

「スーパーマーケットトレードショー」フードバレーとちぎ推進協議会ブース（以下「協議会ブース」という。）に係るブース設営業務を委託するにあたり、企画内容が重要であることから、その審査に必要な事項を定める。

### 2 審査主体

別に定める協議会ブース設営業務委託に係る委託業者選定委員会とする。

### 3 審査方法

#### (1) 企画提案内容の説明の実施

企画提案書の書面及び提出者が行う説明を踏まえ、審査項目に基づき総合的に判断する。

#### (2) 客観的判断の明確化

企画提案書の審査にあたり、客観的判断を明確にするため、審査項目を定めるとともに、優劣判断を数値化する。

### 4 審査項目

#### (1) ブースの構成等

ブースレイアウト、小間割、機能性

#### (2) ブースの装飾

イメージ、アピール度

### 5 審査の着眼点及び配点

別表のとおり

### 6 その他

この基準に定めるもののほか、審査にあたり必要な事項は、協議会ブース設営業務委託に係る委託業者選定委員会が定める。

### 附 則

この基準は、平成23年10月27日から施行する。

この基準は、平成24年10月25日から施行する。

この基準は、平成25年11月11日から施行する。